

高知県 電線共同溝管理規程

高 知 県

平成26年1月

高知県 電線共同溝管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、高知県(以下「道路管理者」という。)が管理する高知市内の道路に設ける電線共同溝(別表 1)に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号)(以下「法」という。)第 18 条の規程に基づき、その施設の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 一 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設をいい、管路部と特殊部からなる。
- 二 「管路部」とは、電線を管路材に収容する部分をいう。
- 三 「特殊部」とは、分岐部、接続部及び地上機器部を総称していう。
- 四 「附帯設備」とは、電線共同溝に附帯して設置する施設をいう。
- 五 「連系管路」とは、道路区域内に設ける電線共同溝に収用された電線と周辺の架空線等を結ぶための管路をいう。
- 六 「引込管路」とは、道路区域内に設ける民地の電線を引き込むための管路をいう。
- 七 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- 八 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線及び通信線等をいう。
- 九 「占用物件」とは、道路管理者以外の者が道路管理者の許可を受けて電線共同溝に敷設する電線、通信線及び地上機器等をいう。
- 十 「占用者」とは、前号の占用物件について、道路管理者から占用の許可を受けた者をいう。
- 十一 「占用工事」とは、道路管理者の承認を得て、占用者が行う占用物件に関する工事をいう。

(管理区分)

第 3 条 電線共同溝、連系管路、引込管路及び道路設備は道路管理者が、占用物件はそれぞれの占有者が管理する。ただし、占有者が施工した連系管路および引込管路等については占有者が管理する。

(台帳の作成及び保管)

第 4 条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳(以下「台帳」という。)を作成し、保管するものとする。

台帳に記入すべき事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 電線共同溝の規模及び構造
 - 二 収容物件の敷設状況
 - 三 収容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完了年月日
 - 四 収容物件の管理者名、連絡先
 - 五 整備道路指定年月日、番地、延長、上下車線の別
 - 六 その他必要事項
- 2 占有者は、道路管理者に申し出て台帳を閲覧することができる。
 - 3 占有者は、占用工事以外で占有者に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかに道路管理者に届け出なければならない。
 - 4 道路管理者は、台帳の内容に変更が生じたときには、台帳の更新を行うものとする。

(収容物件の明示)

第 5 条 道路管理者及び占有者は、収容物件に管理者名(またはそれに準ずるマーク)、敷設年、電圧等を明示するものとする。

(収容物件に変更がある場合の措置)

第 6 条 道路管理者は、法第 11 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づく占用の許可をしようとするときには、あらかじめ関係占有者の意見を聴くものとする。

(工事の承認)

第 7 条 占有者は、占有工事を施行しようとするときには、電線共同溝占有工事施行承認申請書(別記様式-1)を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第 8 条 占有者は、占有工事の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 占有者は、占有工事により電線共同溝及び他の収容物件に支障を及ぼす恐れがあるときは、占有工事施行承認申請前に道路管理者及び他の占有者と協議し、必要に応じて立会を求めるものとする。
- 3 道路管理者は、電線共同溝及び道路施設に関する工事の施行により、占有物件に影響を及ぼす恐れがあるときは、あらかじめ関係占有者と打合せを行うものとする。
- 4 占有者は、占有工事に伴い、附帯設備の設置及び変更等が必要となった場合は、道路管理者と協議しなければならない。
- 5 占有者は、占有工事が完了したときは、道路管理者に電線共同溝占有工事完了届(別記様式-2)を提出し道路管理者の確認を受けなければならない。

(電線共同溝への入溝)

第 9 条 占有者は、占有工事、巡視及び点検等により電線共同溝に入溝しようとするときには、道路管理者に入溝承認申請書(別記様式-3)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 占有者は、事故及びその他やむを得ない事由により緊急に電線共同溝に入溝しようとするときは、道路管理者に連絡のうえ、了解を得たのち入溝できるものとし、事後、すみやかに入溝報告書(別記様式-4)を提出し、作業内容等の確認を受けなければならない。

(請負工事等の場合の措置)

第 10 条 道路管理者及び占有者は、電線共同溝内で行う工事等を請負等により第三者に施行させる場合は、当該工事等を道路管理者又は占有者に代わって行う者(以下「請負者等」という。)に次の事項を遵守するよう徹底しなければならない。

- 一 この規程及びこの規程に基づき定められた細則(以下「規程等」という。)のうち、入溝手続き、事故防止に係わる規定を熟知し遵守すること。
 - 二 工事等を行う場合は、規程等の写しを携行すること。また、工事等が占有工事であるときは、当該工事等に関する占有許可書等の写しを携行すること。
 - 三 緊急時の連絡体制を確立すること。
- 2 道路管理者及び占有者は、請負者等の行う工事等について、適切な監督を行い、電線共同溝及び収容物件の構造の保全と事故防止に努めなければならない。
 - 3 電線共同溝内で行う工事等を請負等により第三者に施行させる場合の請負者等の義務は、規程等に定める道路管理者又は占有者の義務を準用するものとする。

(点検及び通報の義務)

第 11 条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

- 2 道路管理者及び占有者は、工事、巡視又は点検等の際に電線共同溝や収容物件等に異常を発見した場合、又は損傷を与えた場合は、直ちに関係者に通報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の異常を発見した占有者及び異常が発生した占有物件を管理する占有者は道路管理者に事故報告書(別記様式-5)を提出しなければならない。

(関係法令の遵守)

第 12 条 占有者は、前各条の規定により作業等を実施しようとする場合は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第 13 条 電線共同溝の管理に要する費用については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- 一 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は、当該工事等に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。ただし、道路管理者は、この規定によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占有者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。
- 二 前号の占有者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 三 占有物件の設置又は管理の工事等により、電線共同溝及び収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、第一号の規定にかかわらずその原因者の負担とする。
- 四 電線共同溝完成後、特定の占有者の必要により生じた当該電線共同溝及び収容物件の改築等に要する費用は、第一号規定にかかわらず当該占有者の負担とする。
- 五 占有者は、第一号に規定する負担額のほか、船舶及び機械器具費、営繕費及び宿舍費、事務費を負担するものとし、その算出は次のとおりとする。

- (1)船舶及び機械器具費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、基準額が 5,000,000 円未満の場合は負担は要しない。

基 準 額	船舶及び機械器具費の率
20,000,000 円以下の金額	0.8%
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	0.6
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	0.4
80,000,000 円をこえる金額	0.2

- (2)営繕費及び宿舍費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、基準額が 5,000,000 円未満又は工期が 100 日未満の場合は負担は要しない。

基 準 額	営繕費及び宿舍費の率
20,000,000 円以下の金額	1.0%
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	0.8
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	0.6
80,000,000 円をこえる金額	0.4

(3)事務費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕費及び宿舍費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて得た額の合計額とする。

基 準 額	事務費の率
20,000,000 円以下の金額	10%
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	8
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	6
80,000,000 円をこえる金額	4

六 占有者が負担することとなる電線共同溝の管理に要する費用については、歳入徴収者が通知する負担金の納入通知書に基き、占有者が納入するものとする。

七 道路管理者は徴収した管理費を毎会計年度末に精算するものとする。ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算することができる。

(損害又は紛争の処理)

第 14 条 収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者(道路管理者及び他の占有者を含む。)に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。

(道路管理者への届出等)

第 15 条 この規定の定めによる道路管理者への承認申請、届出、報告等は、所定の様式により行うものとする。

(保安細則)

第 16 条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について、電線共同溝に関する保安細則を定めることができる。

(規程に関する疑義)

第 17 条 この規程に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 15 日から施行する。

高知県 電線共同溝保安細則

高 知 県

平成26年1月

高知県 電線共同溝保安細則

(目的)

第1条 この細則は、高知県電線共同溝管理規程(以下「規程」という。)第16条に基づき定めるもので、電線共同溝の保安、防災の徹底を図ることを目的とする。

(鍵の保管)

第2条 入溝に必要な鍵は、道路管理者が保管するものとする。ただし、規程第9条第2項の規程による占有者の緊急の入溝のため、道路管理者が必要と認める場合にあっては、占有者はあらかじめ道路管理者から電線共同溝に入溝するための鍵(以下「緊急用鍵」という。)の貸与を受け保管することができる。

- 2 占有者は緊急用鍵の貸与を受けようとするときには、鍵の保管責任者を定め、電線共同溝緊急用鍵貸与申請書(別記様式-1)を道路管理者に提出しなければならない。

(入溝時の措置)

第3条 入溝責任者は、入溝するときには電線共同溝入溝承認書及び占有工事を施行する場合には電線共同溝占有工事施行承認書の写しを添えて、電線共同溝鍵貸出簿(別記様式-2)に必要事項を記入し、道路管理者に鍵の貸与を申し出るものとする。

- 2 道路管理者は、鍵の貸与の申し出を受けたときには、入溝者及び作業内容等を確認のうえ鍵を貸与するものとする。
- 3 入溝責任者は、貸与を受けた鍵を自ら適切に保管しなければならない。
- 4 入溝責任者は、作業等が完了したときには、遅滞なく電線共同溝鍵貸出簿に必要事項を記入し、道路管理者に鍵を返納しなければならない。

(作業時の措置)

第4条 電線共同溝内で規程に定める作業等を行う場合には、関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定めること。また、入溝責任者は常に電線共同溝入溝承認書及び占有工事を施行する場合は電線共同溝占有工事施行承認書の正又は写し並びに緊急連絡系統図(別図-1)を携行すること。
- 二 入溝者は、必ず保安帽、作業服を着用するとともに入溝責任者は、腕章(別図-2)を着用すること。
- 三 入溝責任者は、作業等に際し、電線共同溝内の安全を確認すること。
- 四 構内での火気使用については、道路管理者が承認した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯すること。
- 五 電線共同溝の入溝作業区域内は、禁煙とすること。
- 六 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。
- 七 電線共同溝に係わる作業等を行う場合は、道路工事保安施設設置基準等に基づく保安施設を設置すること。なお、電線共同溝の蓋をあけておく場合は、当該箇所に柵、工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。
- 八 電線共同溝に係わる作業は、道路の交通に著しい支障を及ぼさないよう行うこと。
- 九 工事施行に伴う事故発生を未然に防止するよう万全な措置を講ずること。
- 十 工事完了後は、工事材料等をすみやかに搬出し、入溝作業区域内の掃除を行うこと。

(緊急時における通報)

第 5 条 道路管理者は、緊急連絡系統図を作成し、関係占有者に通知するものとする。

2 電線共同溝において事故の発生又はその恐れのある場合には、発見者は直ちに緊急連絡先系統図に基づき関係者に通報しなければならない。

(溝内の保全)

第 6 条 道路管理者は、溝内を常に良好な状態に保持するために必要に応じ体策を講じることとする。

(占用工事等の調整)

第 7 条 占有者は、電線共同溝に係わる工事又は入溝を行おうとする場合は、緊急の場合を除き事前に道路管理者と作業の時期等について調整するものとする。

(細則に関する疑義等)

第 8 条 この細則に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附則

この細則は、平成 26 年 1 月 15 日から施行する。